

プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則 新旧対照表 (案)

現 行	改 定 (案)	備 考
<p>プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則</p> <p>1-3 プロA契約・プロB契約 ([別紙]表-1 参照)</p> <p>② 対象となる試合</p> <p>(1) リーグ別対象試合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ J 1 : リーグ戦、リーグカップ戦、スーパーカップ、天皇杯 ◆ <u>J 2</u> : <u>リーグ戦、リーグカップ戦、スーパーカップ、天皇杯</u> ◆ <u>J 3</u>・JFL : リーグ戦、スーパーカップ、天皇杯 <p>(2) J 1 の対象試合と同様にカウントする試合及び大会</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ AFC <u>チャンピオンズリーグ</u> <p>1-6 選手の登録数 ([別紙]表-1 参照)</p> <p>① プロA選手の登録数</p> <p>(1) 選手登録できるプロA選手は、第2種(ユース)登録選手も含め、クラブ全体で2 <u>5名(ただし、2024年シーズンは27名)</u>以内(以下「2 <u>5名枠</u>」という)とする。</p> <p>(2) 外国籍選手は「2 <u>5名枠</u>」の対象とする。ただし、外国籍のアマチュア選手及びプロC選手は除く。</p> <p>(3) AFC <u>チャンピオンズリーグ</u>に出場するクラブが選手登録できるプロA選手の人数の上限は、Jリーグの理事会において決定する。</p>	<p>プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則</p> <p>1-3 プロA契約・プロB契約 ([別紙]表-1 参照)</p> <p>② 対象となる試合</p> <p>(1) リーグ別対象試合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ J 1・<u>J 2</u>・<u>J 3</u> : リーグ戦、リーグカップ戦、スーパーカップ、天皇杯 ◆ JFL : リーグ戦、スーパーカップ、天皇杯 <p>(2) J 1 の対象試合と同様にカウントする試合及び大会</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ AFC <u>クラブ競技会</u> <p>1-6 選手の登録数 ([別紙]表-1 参照)</p> <p>① プロA選手の登録数</p> <p>(1) 選手登録できるプロA選手は、第2種(ユース)登録選手も含め、クラブ全体で27名以内(以下「2 <u>7名枠</u>」という)とする。</p> <p>(2) 外国籍選手は「2 <u>7名枠</u>」の対象とする。ただし、外国籍のアマチュア選手及びプロC選手は除く。</p> <p>(3) <u>FIFAクラブワールドカップ又はAFCクラブ競技会</u>に出場するクラブが選手登録できるプロA選手の人数の上限は、Jリーグの理事会において決定する。</p>	<p></p> <p>適正化</p> <p></p> <p>適正化</p> <p></p> <p>適正化</p> <p>適正化</p> <p>適正化</p>

③ 「2 5名枠」の例外

（「プロA契約25名枠 対象外認定申請書」（書式G）により所属リーグに申請。ただし、JクラブはJリーグの指定する方法によるものとする。）

(1) 年度途中のプロA契約への変更

アマチュア又はプロC選手が年度途中でプロA契約に移行した場合は、その年度に限り「2 5名枠」の対象外とする（外国籍選手も同様）。プロB選手が年度途中でプロA契約に移行した場合は、「2 5名枠」の対象とする。

(2) 自クラブの育成組織出身及び在籍選手

自クラブの第3種又は第2種の育成組織のチームに3年以上在籍した選手は、同クラブのチームに在籍する場合、「2 5名枠」の対象外とする。ただし、外国籍選手はこれに含まない。在籍期間が1年を超え、超えた期間が1年に満たない場合は、当該超過期間は、本条の関係では、1年とみなして計算する。

(3) ケガ・疾病等

ケガ・疾病等により年度中の復帰が不能と認められた選手は、その年度は「2 5名枠」の対象外とすることができる（ただし、医師の診断書を必要とする）。この場合、当該選手の登録は速やかに抹消されなければならない。年度内において再び登録することはできない。

(4) 期限付移籍の選手

期限付移籍の選手は、移籍先クラブでは「2 5名枠」の対象とし、移籍元クラブでは対象外とする。

(5) 「2 5名枠」の対象外となっているプロA選手が他のクラブへ移籍する場合、移籍先クラブにおいては「2 5名枠」の対象となるものとする。

③ 「2 7名枠」の例外

（「プロA契約27名枠 対象外認定申請書」（書式G）により所属リーグに申請。ただし、JクラブはJリーグの指定する方法によるものとする。）

(1) 年度途中のプロA契約への変更

アマチュア又はプロC選手が年度途中でプロA契約に移行した場合は、その年度に限り「2 7名枠」の対象外とする（外国籍選手も同様）。プロB選手が年度途中でプロA契約に移行した場合は、「2 7名枠」の対象とする。

(2) 自クラブの育成組織出身及び在籍選手

自クラブの第3種又は第2種の育成組織のチームに3年以上在籍した選手は、同クラブのチームに在籍する場合、「2 7名枠」の対象外とする。ただし、外国籍選手はこれに含まない。在籍期間が1年を超え、超えた期間が1年に満たない場合は、当該超過期間は、本条の関係では、1年とみなして計算する。

(3) ケガ・疾病等

ケガ・疾病等により年度中の復帰が不能と認められた選手は、その年度は「2 7名枠」の対象外とすることができる（ただし、医師の診断書を必要とする）。この場合、当該選手の登録は速やかに抹消されなければならない。年度内において再び登録することはできない。

(4) 期限付移籍の選手

期限付移籍の選手は、移籍先クラブでは「2 7名枠」の対象とし、移籍元クラブでは対象外とする。

(5) 「2 7名枠」の対象外となっているプロA選手が他のクラブへ移籍する場合、移籍先クラブにおいては「2 7名枠」の対象となるものとする。

1-8 契約更新（[別紙]図-2及び図-3参照）

② クラブから選手への契約更新通知

クラブは、その所属選手に対し、新たな契約を締結する意思及びその契約条件を「契約更新に関する通知書」（書式A）により、遅くとも以下の期日までに通知しなければならない。クラブは、その写しを所属リーグに提出しなければならない。

- (1) 1月1日から1月31日の間に契約期間が満了する契約を締結している場合：リーグ戦が終了した日の翌日から5日後まで
- (2) (1)以外の日を期間満了日とする契約を締結している場合：契約期間満了の2週間前まで

1-10 プロC選手の契約変更

プロC選手が契約期間満了前にプロA契約締結条件を満たした場合の手続きは、次のとおりとする。また、プロB契約からプロA契約への変更は、クラブと選手の合意があれば随時行うことができる。ただし、1-6③にいう「25名枠」の例外に当てはまらない場合、当該選手は「25名枠」の対象とする。

⑬ 登録ウインドーの例外

1-8 契約更新（[別紙]図-2及び図-3参照）

② クラブから選手への契約更新通知

クラブは、その所属選手に対し、新たな契約を締結する意思及びその契約条件を「契約更新に関する通知書」（書式A）により、遅くとも以下の期日までに通知しなければならない。クラブは、その写しを所属リーグに提出しなければならない。

- (1) 1月1日から1月31日の間に契約期間が満了する契約を締結している場合：リーグ戦が終了した日の翌日から5日後まで
- (2) (1)以外の日を期間満了日とする契約を締結している場合：契約期間満了の30日前まで

1-10 プロC選手の契約変更

プロC選手が契約期間満了前にプロA契約締結条件を満たした場合の手続きは、次のとおりとする。また、プロB契約からプロA契約への変更は、クラブと選手の合意があれば随時行うことができる。ただし、1-6③にいう「25名枠」の例外に当てはまらない場合、当該選手は「27名枠」の対象とする。

⑬ 登録ウインドーの例外

(4) 選手が正当事由に基づきクラブとの選手契約を一方的に解除した場合、又は、クラブによって正当事由無しに一方的に選手契約が解除された場合は、⑫にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする（「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」（書式H-4）により本協会に申請）。本協会は、当該一方的な選手契約の解除にかかる正当事由の有無及びこれに基づく登録ウインドー外における登録に関して一応の確からしさが認められる場合、こ

適正化

FIFA規則を踏まえた改正

(4) その他 F I F A が承認した場合は、⑫にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする。

(5) 本協会への選手登録を伴わない形式により当該チーム（Jリーグ又は J F L の第 1 種チーム）の選手として試合に出場する場合（特別指定選手制度による場合、協会又はリーグの規程により当該チームの育成組織のチームに登録したまま当該チームの試合への出場が認められる場合等）は、⑫の適用対象とはならない。

4. 国内の期限付移籍

4-1 期限付移籍の手続き

① 期限付移籍契約書の締結

期限付移籍を行う場合、移籍元クラブ、移籍先クラブ、選手の三者は、本協会所定の「期限付移籍契約書」によって契約を締結する。

② 移籍先クラブと選手との選手契約の締結

(1) 移籍先クラブと選手は、移籍元クラブと選手が締結している選手契約（以下「原契約」という）の期間内で、新たな選手契約（以下「移籍先クラブ選手契約」という）を締結する。

(2) 移籍先クラブ選手契約の種類は、原契約と同じ種類とする。

(3) 移籍先クラブ選手契約の基本報酬は、原則として原

れを迅速に承認するものとする。ただし、かかる本協会の承認は、当該選手契約の解除の結果（損害賠償責任等）に関する決定機関の判断に何らの影響を与えるものではない。

(5) その他 F I F A が承認した場合は、⑫にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする。

(6) 本協会への選手登録を伴わない形式により当該チーム（Jリーグ又は J F L の第 1 種チーム）の選手として試合に出場する場合（特別指定選手制度による場合、協会又はリーグの規程により当該チームの育成組織のチームに登録したまま当該チームの試合への出場が認められる場合等）は、⑫の適用対象とはならない。

4. 国内の期限付移籍

4-1 期限付移籍の手続き

① 期限付移籍契約書の締結

期限付移籍を行う場合、期限付移籍元クラブ、期限付移籍先クラブ、選手の三者は、本協会所定の「期限付移籍契約書」によって契約を締結する。

② 期限付移籍先クラブと選手との選手契約の締結

(1) 期限付移籍先クラブと選手は、期限付移籍元クラブと選手が締結している選手契約（以下「原契約」という）の期間内で、期限付移籍であること及び期限付移籍期間について記載された新たな選手契約（以下「期限付選手契約」という）を締結する。

(2) 期限付選手契約の種類は、原契約と同じ種類とし、基本報酬は、原則として原契約と同条件とする。

FIFA規則を踏まえた改正。以下同じ

契約と同条件とする。

(4) 期限付移籍の最短期間は、本協会が定める2つの登録ウインドー間の期間とする。

③ 移籍手続き

移籍先クラブへの移籍の手続きは、3-3と同様とするが、移籍先クラブが「移籍先クラブ選手契約」の写しを本協会に提出する際に、「期限付移籍契約書」の写しを添付しなければならない。

④ 移籍元クラブへの再移籍

(1) 年度終了時に期限付移籍の期間が満了した場合、選手は自動的に移籍元クラブへ再移籍される。

(2) 年度途中で期限付移籍の期間が満了した場合、移籍先クラブは登録抹消手続きを行い、移籍元クラブは追加登録の手続きを行わなければならない。

(3) 期間を延長する場合や完全移籍に変更する場合は、期間満了前に移籍元クラブ、移籍先クラブ、選手の三者が合意し、署名、捺印した書面にて本協会へその旨を通知する。

⑤ 出場制限に関する取決めの公表義務

期限付移籍の契約において、移籍元クラブとの試合における選手の出場について何らかの制約条件を設ける場合、

(3) 期限付移籍期間中、選手と期限付移籍元クラブの原契約上の義務は、別段の合意がない限り停止される。

(4) 期限付移籍の期間は、最短で本協会が定める2つの登録ウインドー間の期間とし、最長で1年間とする。当事者の合意により期間を延長できるものとするが、その延長期間についてもこれら最短及び最長期間の規則が適用される。

(5) 期限付移籍先クラブが期限付移籍中の選手を第三のクラブに期限付移籍させること（サブローン）及び第三のクラブに完全移籍させることは禁止される。

③ 移籍手続き

期限付移籍先クラブへの移籍の手続きは、3-3と同様とするが、期限付移籍先クラブが期限付選手契約の写しを本協会に提出する際に、期限付移籍契約書の写しを添付しなければならない。

④ 期限付移籍元クラブへの再移籍

(1) 年度終了時に期限付移籍の期間が満了した場合、選手は自動的に期限付移籍元クラブへ再移籍される。

(2) 年度途中で期限付移籍の期間が満了した場合、期限付移籍先クラブは登録抹消手続きを行い、期限付移籍元クラブは追加登録の手続きを行わなければならない。

(3) 期間を延長する場合や完全移籍に変更する場合は、期間満了前に期限付移籍元クラブ、期限付移籍先クラブ、選手の三者が合意し、署名、捺印した書面にて本協会へその旨を通知する。

⑤ 出場制限に関する取決めの公表義務

期限付移籍の契約において、期限付移籍元クラブとの試合における選手の出場について何らかの制約条件を設ける

移籍先クラブはその条件を公表する義務を負う。

場合、期限付移籍先クラブはその条件を公表する義務を負う。

⑥ 期限付移籍の人数の制限

(1) クラブは、シーズンを通じて、最大10名までの選手を期限付移籍により自クラブから国内の他クラブへ移籍させることができ、また、最大10名までの選手を期限付移籍により国内の他クラブから自クラブへ移籍させることができる。

(2) 前号の例外として、選手が21歳の誕生日を迎えるシーズンの終了前に開始する期限付移籍であり、かつ、当該選手の15歳の誕生日を迎えるシーズンから21歳の誕生日を迎えるシーズンまでの期間における自クラブ（自クラブの第1種、第2種、第3種又は第4種チームを含む）の登録期間の合計日数が990日以上である場合、当該選手の期限付移籍は前号に定める人数の制限を受けないものとする。

(3) シーズンを通じて、自クラブから同一の他クラブに期限付移籍させる選手数、及び、同一の他クラブから自クラブに期限付移籍する選手数の最大人数は、前号の例外は適用がなく、それぞれ3名までとする。

⑦ 期限付移籍先クラブによる選手契約の一方的な解除の場合の取扱い

(1) 期限付移籍先クラブが期限付移籍の期間の終了前に、選手との契約を一方的に解除した場合、選手は、期限付移籍元クラブに復帰する権利を有するものとする。

(2) 前号の権利を行使するにあたり、選手は期限付移籍先クラブによる一方的契約解除及び移籍元クラブへの復帰の意思の有無について、速やかに期限付移籍元クラブに通知するものとする。選手が期限付移籍元クラブへ復帰することを決めた場合、期限付移籍元クラブは選手をクラブに復帰させなければならない、原契約の効力はその復帰の日から再開するものとする。

(3) 前号の規定にもかかわらず、期限付移籍元クラブが選手を復帰させない場合、期限付移籍元クラブによる正当事由の無い選手契約の解除とみなされ、選手は本規則の諸原則に基づき期限付移籍元クラブに対して損害賠償金を求めることができる。

(4) 期限付移籍先クラブが期限付移籍の期間の終了前に、選手との契約を一方的に解除した場合で、期限付移籍元クラブが選手を復帰させる義務を果たした場合、期限付移籍元クラブは期限付移籍先クラブに対し、当該復帰によって被った損害を求償することができる。この場合の求償可能な金額は、少なくとも選手の当該復帰の日から期限付期間の終了日までの間に期限付移籍元クラブが選手に対して支払わなければならなかった報酬額に相当する金額とする。

(5) 本条に基づき期限付移籍先クラブが選手を復帰させた場合において、2-1⑬(4)が適用されるとき、当該選手は登録ウインドー外においても登録することができる。

12. 改正

12. 改正

2024年11月21日（2025年2月1日施行）

図-2 <契約更新に関する更新通知期限と交渉期間> (本規則 1-8 及び 1-9 関連)

図-2 <契約更新に関する更新通知期限と交渉期間> (本規則 1-8 及び 1-9 関連)

図-2 <契約更新に関する更新通知期限と交渉期間> (本規則 1-8及び1-9 関連)

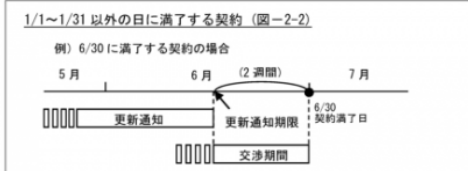
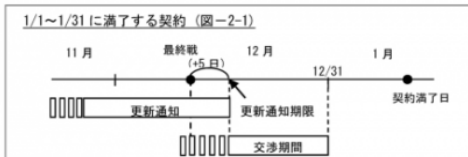
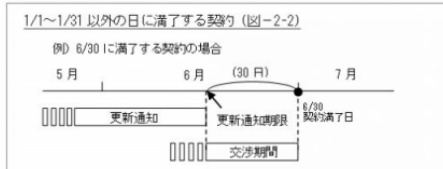


図-2 <契約更新に関する更新通知期限と交渉期間> (本規則 1-8および1-9 関連)



プロフットサル選手の契約、登録および移籍に関する規則 新旧対照表（案）

現 行	改 定（案）	備 考
<p>プロフットサル選手の契約、登録および移籍に関する規則</p> <p>4. 国内の期限付移籍</p> <p>4-1 期限付移籍の手続き</p> <p>① 期限付移籍契約書の締結</p> <p>期限付移籍を行う場合、移籍元クラブ、移籍先クラブ、及び選手の三者は、本協会所定の「期限付移籍契約書」によって契約を締結する。</p> <p>② 移籍先クラブと選手との選手契約の締結</p> <p>(1) 移籍先クラブと選手は、移籍元クラブと選手が締結している選手契約（以下、「原契約」という。）の期間内で、新たな選手契約（以下、「<u>新契約</u>」という。）を締結する。</p> <p>(2) <u>新契約</u>の種類は、原契約と同じ種類とする。</p> <p><u>(3) 新契約の基本報酬は、原則として原契約と同条件とする。</u></p> <p>③ 移籍手続き</p>	<p>プロフットサル選手の契約、登録および移籍に関する規則</p> <p>4. 国内の期限付移籍</p> <p>4-1 期限付移籍の手続き</p> <p>① 期限付移籍契約書の締結</p> <p>期限付移籍を行う場合、<u>期限付</u>移籍元クラブ、<u>期限付</u>移籍先クラブ、及び選手の三者は、本協会所定の「期限付移籍契約書」によって契約を締結する。</p> <p>② <u>期限付</u>移籍先クラブと選手との選手契約の締結</p> <p>(1) <u>期限付</u>移籍先クラブと選手は、<u>期限付</u>移籍元クラブと選手が締結している選手契約（以下、「原契約」という。）の期間内で、<u>期限付移籍であること及び期限付移籍期間について記載された</u>新たな選手契約（以下、「<u>期限付選手契約</u>」という。）を締結する。</p> <p>(2) <u>期限付選手契約</u>の種類は、原契約と同じ種類とし、<u>基本報酬は原則として原契約と同条件</u>とする。</p> <p><u>(3) 期限付移籍期間中、選手と期限付移籍元クラブの原契約上の義務は、別段の合意がない限り停止される。</u></p> <p><u>(4) 期限付移籍の期間は、最長で1年間とする。当事者の合意により期間を延長できるものとするが、その延長期間についてもこれら最短及び最長期間の規則が適用される。</u></p> <p><u>(5) 期限付移籍先クラブが期限付移籍中の選手を第三のクラブに期限付移籍させること（サブローン）及び第三のクラブに完全移籍させることは禁止される。</u></p> <p>③ 移籍手続き</p>	<p>FIFA規則を踏まえた改正。以下同じ</p>

移籍先クラブへの移籍の手続きは、3-3と同様とするが、移籍先クラブが新契約の写しを本協会に提出する際に、期限付移籍契約書の写しを添付しなければならない。

④ 移籍元クラブへの再移籍

- (1) 年度終了時に期限付移籍の期間が満了した場合、選手は、自動的に移籍元クラブへ再移籍される。
- (2) 年度途中で期限付移籍の期間が満了した場合、移籍先クラブは、登録抹消手続きを行い、移籍元クラブは、追加登録の手続きを行わなければならない。
- (3) 期間を延長する場合や完全移籍に変更する場合は、期間満了前に移籍元クラブ、移籍先クラブ、及び選手の三者が合意し、署名、捺印した書面にて本協会にその旨を通知する。

⑤ 出場制限に関する取り決めの公表義務

期限付移籍の契約において、試合における選手の出場について移籍元クラブとの何らかの制約条件を設ける場合、移籍先クラブは、その条件を公表する義務を負う。

期限付移籍先クラブへの移籍の手続きは、3-3と同様とするが、期限付移籍先クラブが期限付選手契約の写しを本協会に提出する際に、期限付移籍契約書の写しを添付しなければならない。

④ 期限付移籍元クラブへの再移籍

- (1) 年度終了時に期限付移籍の期間が満了した場合、選手は、自動的に期限付移籍元クラブへ再移籍される。
- (2) 年度途中で期限付移籍の期間が満了した場合、期限付移籍先クラブは、登録抹消手続きを行い、期限付移籍元クラブは、追加登録の手続きを行わなければならない。
- (3) 期間を延長する場合や完全移籍に変更する場合は、期間満了前に期限付移籍元クラブ、期限付移籍先クラブ、及び選手の三者が合意し、署名、捺印した書面にて本協会にその旨を通知する。

⑤ 出場制限に関する取り決めの公表義務

期限付移籍の契約において、試合における選手の出場について期限付移籍元クラブとの何らかの制約条件を設ける場合、期限付移籍先クラブは、その条件を公表する義務を負う。

⑥ 期限付移籍の人数の制限

(1) クラブは、シーズンを通じて、最大10名までの選手を期限付移籍により自クラブから国内の他クラブへ移籍させることができ、また、最大10名までの選手を期限付移籍により国内の他クラブから自クラブへ移籍させることができる。

(2) 前号の例外として、選手が21歳の誕生日を迎えるシーズンの終了前に開始する期限付移籍であり、かつ、当該選手の15歳の誕生日を迎えるシーズンから21歳の誕生日を迎えるシーズンまでの期間における自クラブ（自クラブの第1種、第2種、第3種又は第4種チームを含む）の登録期間の合計日数が990日

以上である場合、当該選手の期限付移籍は前号に定める人数の制限を受けないものとする。

(3) シーズンを通じて、自クラブから同一の他クラブに期限付移籍させる選手数、及び、同一の他クラブから自クラブに期限付移籍する選手数の最大人数は、前号の例外は適用がなく、それぞれ3名までとする。

⑦ 期限付移籍先クラブによる選手契約の一時的な解除の場合の取扱い

(1) 期限付移籍先クラブが期限付移籍の期間の終了前に、選手との契約を一時的に解除した場合、選手は、期限付移籍元クラブに復帰する権利を有するものとする。

(2) 前号の権利を行使するにあたり、選手は期限付移籍先クラブによる一時的契約解除及び移籍元クラブへの復帰の意思の有無について、速やかに期限付移籍元クラブに通知するものとする。選手が期限付移籍元クラブへ復帰することを決めた場合、期限付移籍元クラブは選手をクラブに復帰させなければならない、原契約の効力はその復帰の日から再開するものとする。

(3) 前号の規定にもかかわらず、期限付移籍元クラブが選手を復帰させない場合、期限付移籍元クラブによる正当事由の無い選手契約の解除とみなされ、選手は本規則の諸原則に基づき期限付移籍元クラブに対して損害賠償金を求めることができる。

(4) 期限付移籍先クラブが期限付移籍の期間の終了前に、選手との契約を一時的に解除した場合で、期限付移籍元クラブが選手を復帰させる義務を果たした場合、期限付移籍元クラブは期限付移籍先クラブに対し、当該復帰によって被った損害を求償することができる。この場合の求償可能な金額は、少なくとも選手の当該復帰の日から期限付期間の終了日までの間に期限付移籍元クラブが選手に対して支払わなければならない報酬額に相当する金額とする。

8. 改正

8. 改正

2024年11月21日（2025年2月1日施行）

懲罰規程 新旧対照表 (案)

現 行	改 定 (案)	備 考
<p>懲罰規程</p> <p>第4条 〔懲罰の種類〕</p> <p>1. 選手等に対する懲罰の種類は次のとおりとする。</p> <p>(4) 社会奉仕活動</p> <p>(6) 賞の返還 賞として獲得した<u>全ての</u>利益（賞金、記念品、トロフィー等）を返還させる</p> <p>(10) 除 名 本協会の登録を抹消する</p> <p>2. 加盟チームに対する懲罰の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1) 戒 告</p> <p>(2) 譴 責</p> <p>(3) 罰 金</p> <p>(4) 不正な利益の没収</p> <p>(5) 賞の返還</p>	<p>懲罰規程</p> <p>第4条 〔懲罰の種類〕</p> <p>1. 選手等に対する懲罰の種類は次のとおりとする。</p> <p>(4) 社会奉仕活動 <u>社会奉仕活動を命ずる（活動の内容は管轄の司法機関が個別に指定する）</u></p> <p>(6) 賞の返還 賞として獲得した利益（賞金、記念品、トロフィー等）を返還させる</p> <p>(10) 除 名 本協会の<u>あらゆる</u>登録を抹消し、<u>本協会から完全に脱退させ、サッカーに関するあらゆる活動を生涯にわたって禁止する。</u></p> <p>2. 加盟チームに対する懲罰の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1) 戒 告 <u>口頭又は書面をもって戒める</u></p> <p>(2) 譴 責 <u>書面をもって戒め、始末書の提出を求める</u></p> <p>(3) 罰 金 <u>一定の金額を本協会に納付させる（ただし、Jリーグにおける違反行為のうち〔別紙1〕3-5から3-7に基づく場合はJリーグに納付させる）</u></p> <p>(4) 不正な利益の没収 <u>取得した不正な利益を剥奪し、本協会に帰属させる</u></p> <p>(5) 賞の返還</p>	<p>適正化（説明書きの付記。以下同じ）</p> <p>適正化（表現の適正化。以下同じ）</p>

(6) 再試合

(7) 試合結果の無効 (事情により再戦を命ずる)

(8) 得点又は勝ち点の減点又は無効

(9) 試合の没収

得点を0対3（フットサルの場合は0対5、ビーチサッカーの場合は0対10）として敗戦扱いとする。ただし、当該チームにとって、実際の試合結果における得失点差のほうが不利となる場合は、実際の試合結果を有効なものとする。

(10) 観衆のいない試合の開催

(11) 中立地における試合の開催

(12) 公式試合の出場停止

(13) 公的業務の停止

一定期間、無期限又は永久的に、公的業務の全部又は一部を停止する

賞として獲得した利益（賞金、記念品、トロフィー等）を返還させる

(6) 再試合

試合結果を無効なものとし、再試合を命じる。なお、試合を中断し、後日、試合の残りの部分を実施すること（以下、「再開試合」という。）はこれに含まれない

(7) 試合結果の無効

試合結果を無効なものとする（再試合は実施しない）

(8) 得点又は勝ち点の減点又は無効

加盟チームが獲得した得点又は勝ち点を減点するか、又は無効とする

(9) 試合の没収

得点を0対3（フットサルの場合は0対5、ビーチサッカーの場合は0対10）として敗戦扱いとする。ただし、当該チームにとって、実際の試合結果における得失点差のほうが不利となる場合は、実際の試合結果を有効なものとする。

(10) 観衆のいない試合の開催

競技場から完全に又は部分的に観衆を排除して試合を開催することを命じる

(11) 中立地における試合の開催

中立地において試合を開催することを命じる

(12) 公式試合の出場停止

一定数、一定期間、無期限又は永久的に、チームが公式試合に出場することを禁止する

(13) 公的業務の停止

一定期間、無期限又は永久的に、公的業務の全部又は一部を停止する

(14) 下位ディビジョンへの降格

(15) 競技会への参加資格の剥奪

(16) 新たな選手の登録禁止

(17) 除 名

3. 加盟団体に対する懲罰の種類は次のとおりとする。ただし、加盟団体の選抜チームに対する懲罰は前項に準ずる。

(1) 戒 告

(2) 譴 責

(3) 罰 金

(4) 不正な利益の没収

(5) 賞の返還

4. フットボールエージェントに対する懲罰の種類は次のとおりとする。

(1) 戒 告

(14) 下位ディビジョンへの降格

下位ディビジョンへ降格させる

(15) 競技会への参加資格の剥奪

競技会への参加資格を剥奪する

(16) 新たな選手の登録禁止

一定期間について新たな選手をチームに登録することを禁止する

(17) 除 名

本協会のあらゆる登録を抹消し、本協会から完全に脱退させ、サッカーに関するあらゆる活動を永久に禁止する

3. 加盟団体に対する懲罰の種類は次のとおりとする。ただし、加盟団体の選抜チームに対する懲罰は前項に準ずる。

(1) 戒 告

口頭又は書面をもって戒める

(2) 譴 責

書面をもって戒め、始末書の提出を求める

(3) 罰 金

一定の金額を本協会に納付させる

(4) 不正な利益の没収

取得した不正な利益を剥奪し、本協会に納付させる

(5) 賞の返還

賞として獲得した利益（賞金、記念品、トロフィー等）を返還させる

4. フットボールエージェントに対する懲罰の種類は次のとおりとする。

(1) 戒 告

(2) 譴責

(3) 罰金

(4) 不正な利益の没収

(5) 公的職務の停止・禁止

(6) サッカー関連活動の停止・禁止

(7) 除名

第8条 〔役員及び監督等の加重〕

加盟団体又は加盟チームの役員、監督その他の管理・監督関係者が違反行為を行った場合には、特段の定めがない限り、その違反行為について定められた懲罰の2倍以下の範囲内において、懲罰を加重して適用することができる。

第9条 〔両罰規定〕

1. 加盟団体又は加盟チームに所属する個人が違反行為を行った場合には、その個人に対して懲罰を科するほか、その個人が所属する加盟団体又は加盟チームに過失が認められる場合

口頭又は書面をもって戒める

(2) 譴責

書面をもって戒め、始末書の提出を求める

(3) 罰金

一定の金額を本協会に納付させる

(4) 不正な利益の没収

取得した不正な利益を剥奪し、本協会に帰属させる

(5) 公的職務の停止・禁止

本協会、加盟団体及び加盟チームにおける一切の公的職務を一定期間、無期限又は永久的に停止し又は禁止する

(6) サッカー関連活動の停止・禁止

サッカーに関する一切の活動を一定期間、無期限又は永久的に停止し又は禁止する

(7) 除名

本協会のあらゆる登録を抹消し、本協会から完全に脱退させ、サッカーに関するあらゆる活動を生涯にわたって禁止する

第8条 〔改正により削除〕

第9条 〔両罰規定〕

1. 加盟団体又は加盟チームに所属する個人が違反行為を行った場合には、その個人に対して懲罰を科するほか、その個人が所属する加盟団体又は加盟チーム 責任者（監督、コーチ及

適正化（第12条にまとめる。
以下同じ）

には、当該団体又はチームに対しても懲罰を科すことができる。

2. フットボールエージェントがその所属するエージェンシーの業務に関して違反行為を行った場合には、同人に対して懲罰を科するほか、同人が所属するエージェンシーに過失が認められる場合には、当該エージェンシーに対しても懲罰を科すことができる。

第11条 〔違反行為の重複による加重〕

同種の違反行為を重ねて行った場合には、その違反行為について定められた懲罰の2倍以下の範囲内において、懲罰を加重することができる。

第12条 〔情状による軽減〕

1. 違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量しうる事情があるときは、その懲罰を軽減することができる。

2. 前項の規定における情状において酌量しうる事情は、以下のとおりとする。

- (1) 違反行為について真摯に反省している場合
- (2) 関係者との間で示談が成立している場合
- (3) 解雇・退職等で制裁を受けている場合
- (4) 懲罰により選手等の関係者の活動が著しく制限される場合

び役員等のチームと同視し得る者）に過失が認められる場合には、当該団体又はチームに対しても懲罰を科すことができる。

2. フットボールエージェントがその所属するエージェンシーの業務に関して違反行為を行った場合には、同人に対して懲罰を科するほか、同人が所属するエージェンシー責任者（役員等のエージェンシーと同視し得る者）に過失が認められる場合には、当該エージェンシーに対しても懲罰を科すことができる。

第11条 〔改正により削除〕

第12条 〔懲罰の加重及び軽減〕

1. 懲罰の決定においては、違反行為の態様、違反行為による結果の重大性、情状その他の具体的な事案の状況を考慮のうえ、合理的な範囲において、規定の懲罰を加重又は軽減することができる。

2. 前項に基づき、本規程において「最低」の懲罰基準が規定されている場合であっても、その基準を下回ることができる。

3. 規定の懲罰を軽減しうる事由は、以下のとおりとする。

- (1) 違反行為について真摯に反省している場合
- (2) 関係者との間で示談が成立している場合
- (3) 解雇・退職等で制裁を受けている場合
- (4) 懲罰により選手等の関係者の活動が著しく制限される場合

(5) 違反行為の態様が軽微で悪質性が低い場合

(5) その他特に参酌すべきと判断される事情がある場合

3. 前条により懲罰を加重すべき場合においても、なお前項の規定を適用することができる。

第20条 [弁明の機会の付与]

第21条 [証拠の評価]

1. 懲罰の審議においては、主審・副審・第4の審判員・マッチコミッショナー及び審判インストラクターの報告、当事者及び目撃者の供述及び文書、音声又は画像の記録、専門家の意見その他一切の証拠を参照することができる。

2. 審判及びマッチコミッショナーの報告書に含まれる事実は、正しいものと推定する。

(6) その他特に参酌すべきと判断される事情がある場合

4. 規定の懲罰を加重しうる事由は、以下のとおりとする。

(1) 違反行為の態様が重大で悪質性が高い場合

(2) 一定の期間において同種の違反行為を繰り返し行った場合

(3) 行為者が加盟団体又は加盟チームの役員等の場合で、当該違反行為において善管注意義務を負う立場にもかかわらず自ら違反を行った場合

第20条 [弁明の機会の付与]

第20条の2 [立証責任]

懲罰手続きにおける違反事実の立証の責任は、管轄の司法機関が負うものとする。

第21条 [証拠の評価]

1. 懲罰の審議においては、管轄の司法機関は、主審・副審・第4の審判員・マッチコミッショナー及び審判インストラクターの報告、当事者及び目撃者の供述及び文書、音声又は画像の記録、専門家の意見その他一切の証拠を参照することができる。

2. 審判及びマッチコミッショナーの報告書に含まれる事実は、正しいものと推定する。ただし、当事者は証拠に基づきこれを反証することができる。

3. 管轄の司法機関は、証拠の評価に関する絶対的な裁量権を有するものとする。

4. 事実の認定において適用される立証の基準は、管轄の司法機関の納得しうる程度 (Comfortable Satisfaction) とする。

FIFA規則を踏まえた改正

適正化

適正化

FIFA規則を踏まえた改正

FIFA規則を踏まえた改正

なお、この基準は、「証拠の優越」よりは高く、「合理的な疑いの余地がない」よりは低いその中間に位置する立証の基準である。

第7節 附則

[改正]

[別紙1] 競技及び競技会に関する懲罰基準

2. 退 場

2-8. 審判員の判定に対する執拗な抗議

3. その他の違反行為

3-1-1. 試合放棄

① チーム又は選手等が試合継続を拒否し、又は試合の全部若しくは一部を放棄した場合、当該チームに対して、当該試合の没収処分及び2試合以上の出場停止処分を科す。ただし、Jリーグについては、Jリーグ規約による。

② 当該違反行為が重大な場合は、前項に加え、3-6に従い追加的な懲罰を科すものとする。

3-3. 出場資格の無い選手の公式試合への出場

第7節 附則

[改正]

2024年11月21日（2025年 1月 1日施行）

[別紙1] 競技及び競技会に関する懲罰基準

2. 退 場

2-8. 審判員の判定に対する悪質な抗議

3. その他の違反行為

3-1-1. 試合放棄

(1) チーム又は選手等が試合継続を拒否し、又は試合の全部若しくは一部を放棄した場合、当該チームに対して、当該試合の没収処分及び2試合以上の出場停止処分を科す。違反行為が重大な場合は3-6に従い追加的な懲罰を科すものとする。

(2) Jリーグについては、Jリーグ規約による。

(3) 試合の棄権（試合に参加する権利を行使しないことを自ら申し出る行為）はこれに含まれず、この場合の試合結果等の扱いは大会規程の定めに基づくものとする。

3-3. 出場資格の無い選手の公式試合への出場

適正化

適正化

(1) 出場資格の無い選手が公式試合に出場した場合、当該選手及びチーム関係者の故意過失の有無にかかわらず、当該試合は没収され、当該選手が所属するチームが0対3で敗戦したものとして扱われる（フットサルの場合は0対5、ビーチサッカーの場合は0対10）。ただし、当該チームにとって、実際の試合結果における得失点差のほうが不利となる場合は、実際の試合結果を有効なものとする。

(2) 前項に加え、以下の懲罰が科される。

チーム： 罰金処分（Jリーグのチームの場合：最低100万円の罰金、その他のチーム：10万円以下の罰金）

出場した選手： 処分決定日から最低1ヶ月間の出場停止（ただし、選手に故意が認められる場合に限る）

3-4. チームによる違反行為

① 1試合において同一チームの5名以上の選手等が、警告又は退場処分となった場合、当該チームに対して罰金が科される。

② 同一チームの何人かの選手等が審判等に集団で詰め寄って、脅しをかけるような言葉や態度を用いた場合、又は、見苦しい抗議を執拗に繰り返し行なった場合、当該チームに対して罰金が科される。

③ 前2項についての罰金は以下の通りとする。

(1) 出場資格の無い選手が公式試合に出場した場合、当該選手及びチーム関係者の故意過失の有無にかかわらず、当該試合は没収され、当該選手が所属するチームが0対3で敗戦したものとして扱われる（フットサルの場合は0対5、ビーチサッカーの場合は0対10）。ただし、当該チームにとって、実際の試合結果における得失点差のほうが不利となる場合は、実際の試合結果を有効なものとする。

(2) 前項に加え、以下の懲罰が科される。

チーム： 罰金処分（罰金の金額は以下のとおりとする）

① Jリーグのチームの場合： 最低100万円の罰金

② WEリーグ及びJFLのチームの場合： 最低15万円の罰金

③ その他のチーム： 3万円以下の罰金（ただし、チーム責任者（監督、コーチ及び役員等のチームと同視し得る者）に故意が認められる場合に限る）

出場した選手： 最低1試合の出場停止（ただし、当該選手に故意が認められる場合に限る）

違反行為を首謀した者： 処分決定日から1ヶ月間の出場停止（ただし、同人に故意が認められる場合に限る）

3-4. チームによる違反行為

(1) 1試合において同一チームの5名以上の選手等が、警告又は退場処分となった場合、当該チームに対して罰金が科される。

(2) 同一チームの何人かの選手等が審判等に集団で詰め寄って、脅しをかけるような言葉や態度を用いた場合、又は、見苦しい抗議を執拗に繰り返し行なった場合、当該チームに対して罰金が科される。

(3) 前2項についての罰金は以下の通りとする。

適正化

(1) J 1 の場合：金 50 万円

(2) J 2 及び J 3 の場合：金 25 万円

3-5. 差別

4. 罰金

(1) J 1 の場合：出場停止処分 1 試合あたり金 10 万円（アマチュア選手を含む）

(2) J 2 の場合：出場停止処分 1 試合あたり金 5 万円（アマチュア選手を含む）

① J 1 の場合：50 万円

② J 2 及び J 3 の場合：25 万円

3-5-1. 差別

3-5-2. サポーターの非行

チームは、そのサポーターが競技及び競技会に関連して行った不適切行為に対し責任を負うものとし、たとえチームが自らに過失がないことを証明したとしても、チームに対して懲罰が科され得る。これら不適切行為には以下が含まれるものとするが、これに限られない。

(1) 競技場への侵入、又は侵入を試みる行為

(2) ピッチへの物体の投げ入れ

(3) 花火やその他の物体の点火

(4) レーザーポインターや同種の電子機器の使用

(5) 不適切なメッセージ（政治的、イデオロギー的、宗教的、又は攻撃的な性質を持つメッセージ等）を発信するためのジェスチャー、言葉、物、またはその他の手段の使用

(6) 破壊行為

(7) 試合の進行を妨げる行為

(8) その他競技場内又はその周辺の秩序若しくは規律を乱す行為

4. 罰金

(1) J 1 の場合：出場停止処分 1 試合あたり 10 万円（アマチュア選手を含む）

(2) J 2 の場合：出場停止処分 1 試合あたり 5 万円（アマチュア選手を含む）

FIFA規則を踏まえた改正

(3) その他の場合：出場停止処分1試合あたり金5万円（ただし、アマチュアの選手等は除く）

〔別紙2〕競技及び競技会に関する懲罰基準の運用に関する細則
第10条 〔試合が中止等となった場合の懲罰の消化〕

1. 試合がいずれのチームの責にも帰すべからざる事由により開催不能又は中止となった場合には、当該試合中に出された警告・退場の処分は効力を失わないものとする。

2. 試合が一方又は両方のチームの責に帰すべき事由により開催不能、中止、無効試合又は没収試合となった場合には、当該試合中に出された警告・退場の処分の効力については次のとおりとする。

(1) 再試合を実施する場合には、退場の処分は有効とし、警告の処分は効力を失うものとする。

(2) 再試合を実施しない場合及び没収試合の場合には、責に帰すべき事由のあるチームが受けた処分のみ有効とし、両方のチームに責に帰すべき事由がある場合には両チームの受けた処分を有効とする。

3. 出場停止処分が試合数をもって科されている場合には、開催不能、中止、無効試合又は没収試合となった試合については、出場停止試合に算入する。但し、試合が開催不能、中止、無効試合又は没収試合となったことにつき責に帰すべきチーム及び選手等に対しては、出場停止試合に算入しないものと

(3) その他の場合：出場停止処分1試合あたり5万円（ただし、アマチュアの選手等は除く）

〔別紙2〕競技及び競技会に関する懲罰基準の運用に関する細則
第10条 〔中止等となった試合における出場停止処分の消化の有無〕

1. 試合が開催不能、中止、試合結果の無効又は試合の没収（以下、「中止等」という。なお、再開試合はこれに含まれない）になった場合、出場停止処分の当該中止等となった試合における消化の有無は、本条第2項に規定する場合を除いて、当該中止等についてのチームの有責性に従い、それぞれ次のとおりとする。

(1) 無責のチームの選手等：出場停止処分は当該中止等となった試合において消化される

(2) 有責のチームの選手等：出場停止処分は当該中止等となった試合では消化されない

2. 出場資格の無い選手の公式試合の出場（〔別紙1〕3-3.）により試合が没収された場合、当該没収についてのチームの有責性にかかわらず、出場停止処分は当該没収された試合において消化される。

適正化(FIFA規則等に合わせ
て整理)

する。

競技規則と懲罰基準（J F A懲罰規程〔別紙1〕 競技及び競技会に関する懲罰基準）の対比

表1. 選手の場合

	競技規則	懲罰基準	懲罰
1	著しく不正なプレーを行う	2-3 著しい反則行為	最低2試合の出場停止及び罰金
2	乱暴な行為を行う	2-5 選手等に対する反スポーツ的な行	最低1試合の出場停止

第10条の2 〔中止等となった試合にて命じられた警告・退場の取扱い〕

1. 試合が中止等になった場合、当該中止等となった試合にて命じられた警告・退場の取扱いは、当該中止等についてのチームの有責性にかかわらず、それぞれ次のとおりとする。

(1) 警告

再試合（再開試合を含まない。以下同じ）を実施する場合：効力を失い、警告がなかったものとして取扱う

再試合を実施しない又は試合の没収の場合：有効なものとして取扱う

(2) 退場

再試合の実施有無にかかわらず、有効なものとして取扱う

2. 再開試合を実施する場合には、試合の中断時点までに命じられた警告・退場は有効なものとして試合を再開するものとする。

競技規則と懲罰基準（J F A懲罰規程〔別紙1〕 競技及び競技会に関する懲罰基準）の対比

表1. 選手の場合

	競技規則	懲罰基準	懲罰
1	著しく不正なプレーを行う	2-3 著しい反則行為	最低2試合の出場停止及び罰金
2	乱暴な行為を行う	2-5 選手等に対する反スポーツ的な行	最低1試合の出場停止

			為	
		2-6	選手等 に対する暴行 (肘打ち、パンチ、蹴り、噛みつき、唾を吐きかける又は殴打する等)	最低3試合の 出場停止及び 罰金
		2-7	観客に 対する 挑発行為	最低2試合の 出場停止及び 罰金
		2-1 0	審判員 に対する 反スポーツ 的行為	最低4試合の 出場停止及び 罰金
		2-1 2	審判員 に対する 暴行 (肘打ち、パンチ、蹴り、噛みつき、唾	最低12ヶ月 間の出場停止 及び罰金

			為	
		2-6	選手等 に対する暴行 (肘打ち、パンチ、蹴り、噛みつき、唾を吐きかける又は殴打する等)	最低3試合の 出場停止及び 罰金
		2-7	観客に 対する 挑発行為	最低2試合の 出場停止及び 罰金
		2-1 0	審判員 に対する 反スポーツ 的行為	最低4試合の 出場停止及び 罰金
		2-1 2	審判員 に対する 暴行 (肘打ち、パンチ、蹴り、噛みつき、唾	最低12ヶ月 間の出場停止 及び罰金

			を吐きかける又は殴打する等)	
3	人をかむ、又は人につばを吐く	2-6	選手等に対する暴行(肘打ち、パンチ、蹴り、噛みつき、唾を吐きかける又は殴打する等)	最低3試合の出場停止及び罰金

			を吐きかける又は殴打する等)	
3	人をかむ、又は人につばを吐く	2-6	選手等に対する暴行(肘打ち、パンチ、蹴り、噛みつき、唾を吐きかける又は殴打する等)	最低3試合の出場停止及び罰金

		2-1 2	審判員 に対する暴行 (肘打 ち、パ ンチ、 蹴り、 噛みつ き、唾 を吐き かける 又は殴 打する 等)	最低12ヶ月 間の出場停止 及び罰金
4	ハンドの反則 を行い、相手チ ームの得点又 は決定的な得 点の機会を阻 止する(自分の ペナルティ エリア内でゴ ールキーパー が手や腕でボ ールに触れた 場合を除く)	2-1	相手チ ームの 決定的 得点機 会の阻 止	1試合の出場 停止
5	フリーキック で罰せられる 反則を行い、全 体的にその反 則を行った競 技者のゴール	2-1	相手チ ームの 決定的 得点機 会の阻 止	1試合の出場 停止

		2-1 2	審判員 に対する暴行 (肘打 ち、パ ンチ、 蹴り、 噛みつ き、唾 を吐き かける 又は殴 打する 等)	最低12ヶ月 間の出場停止 及び罰金
4	ハンドの反則 を行い、相手チ ームの得点又 は決定的な得 点の機会を阻 止する(自分の ペナルティ エリア内でゴ ールキーパー が手や腕でボ ールに触れた 場合を除く)	2-1	相手チ ームの 決定的 得点機 会の阻 止	1試合の出場 停止
5	フリーキック で罰せられる 反則を行い、全 体的にその反 則を行った競 技者のゴール	2-1	相手チ ームの 決定的 得点機 会の阻 止	1試合の出場 停止

	に向かって動いている相手競技者の得点、又は、決定的な得点の機会を阻止する（「得点、又は、決定的な得点の機会の阻止」に規定される警告の場合を除く）			
6	攻撃的な、侮辱的な、若しくは下品な発言をする、又は行動をとる。	2-4	選手等に対する攻撃的、侮辱的若しくは暴力的言葉又はジェスチャーの使用	最低1試合の出場停止
		2-8	審判員の判定に対する執拗な抗議	最低1試合の出場停止
		2-9	審判員に対する攻撃的、侮辱的若しくは	最低4試合の出場停止及び罰金

	に向かって動いている相手競技者の得点、又は、決定的な得点の機会を阻止する（「得点、又は、決定的な得点の機会の阻止」に規定される警告の場合を除く）			
6	攻撃的な、侮辱的な、若しくは下品な発言をする、又は行動をとる。	2-4	選手等に対する攻撃的、侮辱的若しくは暴力的言葉又はジェスチャーの使用	最低1試合の出場停止
		2-8	審判員の判定に対する悪質な抗議	最低1試合の出場停止
		2-9	審判員に対する攻撃的、侮辱的若しくは	最低4試合の出場停止及び罰金

			暴力的言葉又はジェスチャーの使用	
		2-1 1	審判員に対する威嚇又は脅迫	最低6ヶ月間の出場停止及び罰金
7	ビデオオペレーションルーム (VOR) に入る	2-1 3	その他競技規則に基づき審判により退場を命じられた場合	最低1試合の出場停止

表2. チーム役員の場合 (本表において「チーム役員」とは競技規則に記載の用語の定義に従う)

	競技規則	懲罰基準	懲罰
1	ボールを放さ	2-1	その他 最低1試合の

			暴力的言葉又はジェスチャーの使用	
		2-1 1	審判員に対する威嚇又は脅迫	最低6ヶ月間の出場停止及び罰金
7	ビデオオペレーションルーム (VOR) に入る	2-1 3	その他競技規則に基づき審判により退場を命じられた場合	最低1試合の出場停止
<u>8</u>	<u>同じ試合の中で2つ目の警告を受ける</u>	<u>1-2</u>	<u>同一試合中に2度警告を受け、退場を命じられた場合</u>	<u>1試合の出場停止</u>

表2. チーム役員の場合 (本表において「チーム役員」とは競技規則に記載の用語の定義に従う)

	競技規則	懲罰基準	懲罰
1	ボールを放さ	2-1	その他 最低1試合の

適性化

	ない、ボールを遠くへける、競技者の動きをさえぎるなどで、相手チームのプレーの再開を遅らせる	3	競技規則に基づき審判により退場を命じられた場合	出場停止
2	意図的にテクニカルエリアを出て、次のことを行う： ・審判員に対して異議を示す、又は抗議する。 ・挑発するような、又は相手の感情を刺激するような行動をとる	2-8	審判員の判定に対する 執拗 な抗議	最低1試合の出場停止
		2-4	選手等に対する攻撃的、侮辱的若しくは暴力的言葉又はジェスチャーの使用	最低1試合の出場停止
		2-13	その他競技規則に基づき審判により退場を命じられた場合	最低1試合の出場停止

	ない、ボールを遠くへける、競技者の動きをさえぎるなどで、相手チームのプレーの再開を遅らせる	3	競技規則に基づき審判により退場を命じられた場合	出場停止
2	意図的にテクニカルエリアを出て、次のことを行う： ・審判員に対して異議を示す、又は抗議する。 ・挑発するような、又は相手の感情を刺激するような行動をとる	2-8	審判員の判定に対する 悪質 な抗議	最低1試合の出場停止
		2-4	選手等に対する攻撃的、侮辱的若しくは暴力的言葉又はジェスチャーの使用	最低1試合の出場停止
		2-13	その他競技規則に基づき審判により退場を命じられた場合	最低1試合の出場停止

3	攻撃的又は対立的な態度で相手チームのテクニカルエリアに入る	2-4	選手等に対する攻撃的、侮辱的若しくは暴力的言葉又はジェスチャーの使用	最低1試合の出場停止	3	攻撃的又は対立的な態度で相手チームのテクニカルエリアに入る	2-4	選手等に対する攻撃的、侮辱的若しくは暴力的言葉又はジェスチャーの使用	最低1試合の出場停止
		2-13	その他競技規則に基づき審判により退場を命じられた場合	最低1試合の出場停止			2-13	その他競技規則に基づき審判により退場を命じられた場合	最低1試合の出場停止
4	競技のフィールドに物を意図的に投げ入れる、又はけり込む	2-13	その他競技規則に基づき審判により退場を命じられた場合	最低1試合の出場停止	4	競技のフィールドに物を意図的に投げ入れる、又はけり込む	2-13	その他競技規則に基づき審判により退場を命じられた場合	最低1試合の出場停止
5	競技のフィールドに入り、次のことを行う： ・審判員と対立	2-8	審判員の判定に対する 執拗	最低1試合の出場停止	5	競技のフィールドに入り、次のことを行う： ・審判員と対立	2-8	審判員の判定に対する 悪質	最低1試合の出場停止

	する(ハーフタイムと試合終了後を含む) ・プレー、相手競技者、又は審判員を妨害する	2-1 3	な抗議 その他競技規則に基づき審判により退場を命じられた場合	最低1試合の出場停止
6	ビデオオペレーションルーム (VOR) に入る	2-1 3	その他競技規則に基づき審判により退場を命じられた場合	最低1試合の出場停止
7	相手競技者、交代要員、チーム役員、審判員、観客、又はその他の人(ボールパーソン、警備員、競技会役員など)に対する身体的又は攻撃的な行動をとる(つばを吐く、かみつくななど)	2-5	選手等に対する反スポーツ的な行為	最低1試合の出場停止
		2-6	選手等に対する暴行(肘打ち、パンチ、蹴り、噛みつ	最低3試合の出場停止及び罰金

	する(ハーフタイムと試合終了後を含む) ・プレー、相手競技者、又は審判員を妨害する	2-1 3	な抗議 その他競技規則に基づき審判により退場を命じられた場合	最低1試合の出場停止
6	ビデオオペレーションルーム (VOR) に入る	2-1 3	その他競技規則に基づき審判により退場を命じられた場合	最低1試合の出場停止
7	相手競技者、交代要員、チーム役員、審判員、観客、又はその他の人(ボールパーソン、警備員、競技会役員など)に対する身体的又は攻撃的な行動をとる(つばを吐く、かみつくななど)	2-5	選手等に対する反スポーツ的な行為	最低1試合の出場停止
		2-6	選手等に対する暴行(肘打ち、パンチ、蹴り、噛みつ	最低3試合の出場停止及び罰金

			き、唾を吐きかける又は殴打する等)	
		2-10	審判員に対する反スポーツ的行為	最低4試合の出場停止及び罰金
		2-12	審判員に対する暴行(肘打ち、パンチ、蹴り、噛みつき、唾を吐きかける又は殴打する等)	最低12ヶ月間の出場停止及び罰金
8	攻撃的な、侮辱的な、又は下品な発言をする、又は行動をとる	2-4	選手等に対する攻撃的、侮辱的若しくは暴力的言葉又はジェ	最低1試合の出場停止

			き、唾を吐きかける又は殴打する等)	
		2-10	審判員に対する反スポーツ的行為	最低4試合の出場停止及び罰金
		2-12	審判員に対する暴行(肘打ち、パンチ、蹴り、噛みつき、唾を吐きかける又は殴打する等)	最低12ヶ月間の出場停止及び罰金
8	攻撃的な、侮辱的な、又は下品な発言をする、又は行動をとる	2-4	選手等に対する攻撃的、侮辱的若しくは暴力的言葉又はジェ	最低1試合の出場停止

			スチャ ーの使 用	
		2-8	審判員 の判定 に対す る執拗 な抗議	最低1試合の 出場停止
		2-9	審判員 に対す る攻撃 的、侮 辱的若 しくは 暴力的 言葉又 はジェ スチャ ーの使 用	最低4試合の 出場停止及び 罰金
		2-1 1	審判員 に対す る威嚇 又は脅 迫	最低6ヶ月間 の出場停止及 び罰金
9	認められてい ない電子機器 や通信機器を 使用する、又は 電子機器や通 信機器を使用 して不適切な 行動をとる	2-1 3	その他 競技規 則に基 づき審 判によ り退場 を命じ られた	最低1試合の 出場停止

			スチャ ーの使 用	
		2-8	審判員 の判定 に対す る悪質 な抗議	最低1試合の 出場停止
		2-9	審判員 に対す る攻撃 的、侮 辱的若 しくは 暴力的 言葉又 はジェ スチャ ーの使 用	最低4試合の 出場停止及び 罰金
		2-1 1	審判員 に対す る威嚇 又は脅 迫	最低6ヶ月間 の出場停止及 び罰金
9	認められてい ない電子機器 や通信機器を 使用する、又は 電子機器や通 信機器を使用 して不適切な 行動をとる	2-1 3	その他 競技規 則に基 づき審 判によ り退場 を命じ られた	最低1試合の 出場停止

10	乱暴な行為を行う	2-5	選手等に対する反スポーツ的な行為	最低1試合の出場停止
		2-6	選手等に対する暴行(肘打ち、パンチ、蹴り、噛みつき、唾を吐きかける又は殴打する等)	最低3試合の出場停止及び罰金
		2-7	観客に対する挑発行為	最低2試合の出場停止及び罰金
		2-10	審判員に対する反スポーツ的行為	最低4試合の出場停止及び罰金
		2-12	審判員に対する暴行	最低12ヶ月間の出場停止及び罰金

10	乱暴な行為を行う	2-5	選手等に対する反スポーツ的な行為	最低1試合の出場停止
		2-6	選手等に対する暴行(肘打ち、パンチ、蹴り、噛みつき、唾を吐きかける又は殴打する等)	最低3試合の出場停止及び罰金
		2-7	観客に対する挑発行為	最低2試合の出場停止及び罰金
		2-10	審判員に対する反スポーツ的行為	最低4試合の出場停止及び罰金
		2-12	審判員に対する暴行	最低12ヶ月間の出場停止及び罰金

		(肘打ち、パンチ、蹴り、噛みつき、唾を吐きかける又は殴打する等)				(肘打ち、パンチ、蹴り、噛みつき、唾を吐きかける又は殴打する等)	
--	--	----------------------------------	--	--	--	----------------------------------	--

JFAフットボールエージェント規則 新旧対照表 (案)

現 行	改 定 (案)	備 考
<p>JFAフットボールエージェント規則</p> <p>(国内的懲罰事案)</p> <p>第18条</p> <p>(5) 無資格者がフットボールエージェントサービスに関与し、又は、関与を試みた場合、当該無資格者を利用又は指定した個人及び団体が懲罰の対象となるほか、当該無資格者に対しても懲罰が科される。無資格者に対する懲罰は、懲罰規程第4条各項各号に定めるものに加え、一定期間、無期限又は永久的に同人の登録を認めない措置を含むものとする。</p> <p>[改正] 2024年2月15日 (2024年4月1日施行)</p>	<p>JFAフットボールエージェント規則</p> <p>(国内的懲罰事案)</p> <p>第18条</p> <p>4 無資格者がフットボールエージェントサービスに関与し、又は、関与を試みた場合、当該無資格者を利用又は指定した個人及び団体が懲罰の対象となるほか、当該無資格者に対しても懲罰が科される。無資格者に対する懲罰は、懲罰規程第4条各項各号に定めるものに加え、一定期間、無期限又は永久的に同人の登録を認めない措置を含むものとする。</p> <p>5 <u>選手等又はクラブ(クラブの役員を含む。)が本規則第13条第8項第1号の規定に違反し、無資格者にフットボールエージェントサービスを行わせた場合であっても、当該選手等又はクラブが(本協会に対して当該事実を報告し、当該無資格者に関する情報の提供を行う等)本協会による調査に積極的に協力する場合、当該選手等又はクラブに対する懲罰は科さない又は軽減することができるものとする。</u></p> <p>[改正] 2024年2月15日 (2024年4月1日施行)</p> <p><u>2024年11月21日</u></p>	<p>無資格者の活動についての情報提供者に対する懲罰の減免の規定を追加</p>

ユニフォーム規程 新旧対照表（案）

現 行	改 定（案）	備 考
<p>ユニフォーム規程</p> <p>第7条 〔広告の掲示（2）－広告の様式〕</p> <p>前条に基づく広告の様式は、次の条件によるものとする。</p> <p>（1）広告は、極端にユニフォームから突出してはならず、危険性のない適切な素材でなければならない。</p> <p>（2）広告の掲示は一ヶ所につき、一社のみとする。</p> <p>（3）広告を掲示できる場所及びサイズは次のとおりとする。</p> <p>① シャツ前面： 選手番号の上部又は下部に300cm²以下</p> <p>② シャツ前面鎖骨（右）： 50cm²以下</p> <p>③ シャツ前面鎖骨（左）： 50cm²以下</p> <p>④ シャツ背面： 選手番号の上部又は下部に200cm²以下</p> <p>⑤ シャツ背面裾： 裾に150cm²以下（選手番号最下部からシャツ裾までの長さを二等分し、その下部に150cm²以下）</p> <p>⑥ シャツ左袖： 50cm²以下</p> <p>⑦ ショーツ前面左： 80cm²以下</p> <p>⑧ ショーツ背面： 左右いずれかに80cm²以下</p> <p>第8条 〔広告の掲示（3）－制限及び停止〕</p> <p>1. 本協会又は公式競技会主催者は、競技規則及び大会要項等</p>	<p>ユニフォーム規程</p> <p>第7条 〔広告の掲示（2）－広告の様式〕</p> <p>前条に基づく広告の様式は、次の条件によるものとする。</p> <p>（1）広告は、極端にユニフォームから突出してはならず、危険性のない適切な素材でなければならない。</p> <p><u>（2）広告として掲出できるものは企業名（団体名）又は商品名（サービス名等を含む）とする。なお、これらと一体をなす又はこれらに付随する要素（企業ロゴ、商品や企業のキャッチコピー等）を併記することは許容される。</u></p> <p>（3）広告の掲示は一ヶ所につき、一社のみとする。</p> <p>（4）広告を掲示できる場所及びサイズは次のとおりとする。</p> <p>① シャツ前面： 選手番号の上部又は下部に300cm²以下</p> <p>② シャツ前面鎖骨（右）： 50cm²以下</p> <p>③ シャツ前面鎖骨（左）： 50cm²以下</p> <p>④ シャツ背面： 選手番号の上部又は下部に200cm²以下</p> <p>⑤ シャツ背面裾： 裾に150cm²以下（選手番号最下部からシャツ裾までの長さを二等分し、その下部に150cm²以下）</p> <p>⑥ シャツ左袖： 50cm²以下</p> <p>⑦ ショーツ前面左： 80cm²以下</p> <p>⑧ ショーツ背面： 左右いずれかに80cm²以下</p> <p>第8条 〔広告の掲示（3）－制限及び停止〕</p> <p>1. 本協会又は公式競技会主催者は、競技規則及び大会要項等</p>	<p>適正化（掲出可能なものの明確化）</p>

<p>により、チームの広告掲示を制限することができる。</p> <p>2. 掲示される広告は公序良俗に反するものであってはならない。</p> <p>3. 掲示された広告が不適当であると本協会又は公式競技会主催者が判断した場合には、チームに対し広告掲示を停止させることができる。</p> <p>4. 第6条に基づき承認された広告に対し、大会要項等により別途広告掲出料の支払いが発生した場合には、チームは当該公式競技会主催者の指示に従うものとする。</p> <p>[改 正]</p>	<p>により、チームの広告掲示を制限することができる。</p> <p>2. 掲示される広告は公序良俗に反する<u>若しくはそのおそれがあるもの又は本協会の理念に反する</u>ものであってはならない。</p> <p>3. 掲示された広告が不適当であると本協会又は公式競技会主催者が判断した場合には、チームに対し広告掲示を停止させることができる。</p> <p>4. 第6条に基づき承認された広告に対し、大会要項等により別途広告掲出料の支払いが発生した場合には、チームは当該公式競技会主催者の指示に従うものとする。</p> <p>[改 正]</p> <p><u>2024年11月21日</u></p>	<p>表現の適正化</p>
---	--	---------------

和解あっせんに関する規則 新旧対照表 (案)

現 行	改 定 (案)	備 考
<p>和解あっせんに関する規則</p> <p>第6条 [和解あっせん手続]</p> <p><u>1. 基本規則第2条に定める加盟団体、加盟チーム及び選手等は、関連する次の各号の紛争について、裁定委員会に和解のあっせを申し立てることができる。ただし、Jリーグにおける紛争についてはJリーグ規約の定めるところによるものとする。</u></p> <p>(1) 契約、所属及び移籍に関する紛争</p> <p>(2) 本協会の規則等に関する権利・義務に関する紛争</p> <p><u>2. 前項に加え、選手、加盟チーム及び仲介人は、仲介人契約(ただし、裁定委員会に和解あっせを求めることができる旨の紛争解決条項がある場合に限る)に関する紛争について、裁定委員会に和解のあっせを申し立てることができる。</u></p> <p>[改 正]</p>	<p>和解あっせんに関する規則</p> <p>第6条 [和解あっせん手続]</p> <p>基本規則第2条に定める加盟団体、加盟チーム及び選手等は、関連する次の各号の紛争について、裁定委員会に和解のあっせを申し立てることができる。ただし、Jリーグにおける紛争についてはJリーグ規約の定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 契約、所属及び移籍に関する紛争</p> <p>(2) 本協会の規則等に関する権利・義務に関する紛争</p> <p>[改 正]</p> <p><u>2024年11月21日</u></p>	<p>仲介人制度の廃止(2023年9月末に終了)に伴う削除</p>